

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 : 旧広島みなと公園トイレ新築その他工事に伴う実施設計委託

2. 計画施設概要

(1) 施設名称 : 旧広島みなと公園トイレ

(2) 敷地の場所 : 広島市南区宇品海岸一丁目1310-3番

(3) 施設用途 : 公衆トイレ

平成21年国土交通省告示第15号別添二 第12号 第1類とする。

(4) 計画範囲 : 旧広島みなと公園トイレ新築工事及び旧広島みなと公園既存トイレ解体工事に伴う実施設計委託

【工事概要】

①旧広島みなと公園トイレ新築工事

トイレ(構造指定なし, 延床面積:30㎡程度, 平屋建て)新築工事に係る実施設計業務

※トイレ新築工事に伴う敷地の地盤調査(スウェーデン式サウンディング試験5m×3箇所)を含む。

②旧広島みなと公園トイレ解体工事

既存トイレ(CB造, 延床面積:6.3㎡, 平屋建て), 既存浄化槽(RC造, 延床面積:16.0㎡)

及び既存倉庫(軽量鉄骨造, 延床面積:3.0㎡, 平屋建て)解体工事に係る実施設計業務

(5) その他:この業務は、「ひろしま建築設計コンペU-40 2015」の最優秀作品を基本設計として, 実施設計書を作成するものである。

3. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 : 約 9611㎡ (トイレ設置予定位置は計画敷地図参照)

b. 地形 : ほぼ平坦

c. 用途地域及び地区の指定 : 都市計画区域内, 市街化区域

商業地域(建ぺい率80%、容積率400%)

準防火地域内, 広島港臨港地区,

景観条例指定地区(宇品みなと地区, リバーフロント・シーフロント地区内)

(2) 施設の条件

a. 施設の規模等 : 延面積約 ㎡

b. 主要構造 :

c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体 Ⅲ類

2) 建築非構造部材 B類

3) 建築設備 乙類

(3) 建設の条件

a. 工事費(予定) : 建築20.3百万円, 電気設備(昇降機設備含む)1.9百万円, 機械設備2.8百万円 程度とする。(消費税は別途計上とする。)

b. 建設工期(予定) : 7ヶ月

(4) 設計方針(留意事項, 基本コンセプト等 その他計画書によるもの)

○コストと耐久性の両面から工夫し, ライフサイクルコストの提言が図れること。なお, 建設コストは必ず予定工事費以下とすること。

○ユニバーサルデザインに配慮し, 誰もが使いやすく, 快適に利用できること。

○清潔に保ちやすく, 清掃・補修等が容易なこと。

(5) 履行期間

契約日の翌日～平成28年3月30日(このうち, 検査期間として10日間を見込んでいる。)

※平面決裁は, 平成28年1月8日までとし, 工事内訳書の提出は, 平成28年2月26日までとする。

II 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(官庁宮繕統一基準)(以下「共通仕様書」という。)」による。

1. 特記仕様書の適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)は記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は、「*」印を適用する。「○」印と「*」印が付いた場合は共に適用する。

2. 特記仕様書における読替え等

(1) 共通仕様書中, 「検査職員」とあるのは特記仕様書では「検査員」と読み替えるものとする。

(2) 共通仕様書3. 2設計方針の策定等の1. の()内は, 「告示別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定に限る」とする。

3. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- ・ 建築(総合)基本設計に関する標準業務
- ・ 建築(構造)基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- 建築(総合)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)

- 建築(構造)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- 電気設備(昇降機を含む)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- 械設備実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)

一般業務の内容には、委託業務の履行にあたり、設計内容の説明等に用いる資料等の作成(簡易な透視図、日影図、コスト縮減資料及び各種技術資料を含む)及び委託業務の対象となる工事の実施に当り法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成や申請手続き業務(複雑なものを除く。)を含むものとする。

本業務の積算は、次の算定方法による。又、各算定方法毎の本業務に関する一般業務の対象業務率は次のとおりである。

- 延面積に基づく算定方法
(旧広島みなと公園トイレ新築工事に伴う実施設計委託) [55.3]%
 - 図面目録に基づく算定方法
(旧広島みなと公園トイレ解体工事に伴う実施設計委託) [58.3]%
 - ・ その他 () []%
- ※ 図面目録は別添資料の「委託範囲及び設計図作成要領」を参照すること。

(2) 追加業務の内容及び範囲

- * 積算業務(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積りの徴集、見積検討資料の作成)
 - 建築積算業務
 - 既存建物解体工事費積算業務
 - 電気設備積算業務
 - 機械設備積算業務
- 透視図(着色)作成:種類(透視図及び鳥瞰図)、判の大きさ(A3版)、枚数(各1部)、額の有無(有)、材質(アルミ)
 - ・ 透視図の写真撮影:カット枚数(), 判の大きさ(), 白黒・カラーの別()
 - ・ 模型製作:縮尺(1/), 主要材料(スチレンボード又はこれに準ずるもの)、ケース有無(無し)、材質()
 - ・ 模型の写真撮影:カット枚数(枚以上), 判の大きさ(キャビネ判)、白黒・カラーの別(カラー)
- 関係法令等に基づく必要な各種申請手続き業務
- 計画通知又は建築確認申請手続き業務
 - ・ 市町指導要綱による中高層建築物の届出書(標識看板及び設置報告書の作成含む)
 - ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)に基づく省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
 - ・ リサイクル計画書の作成(基本設計、実施設計の各段階において、建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底)について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。)
- 概略工事工程表の作成

- ・ 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく建築物環境計画書(CASBEEによる評価に係る業務を含む)及び緑化計画書申請手続き業務
 - ・ 住民説明等に必要な資料の作成
 - ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務
 - ・ テレビ電波障害調査
 - 建築基準法第43条但し書の規定による申請手続き業務
 - ・ その他当該設計業務に必要な業務()
- ※各種申請において、申請手数料を要する場合、費用は受注者の負担とする。

(3) 特別経費について

特別経費として以下のものを見込んでいる。

- (一財)建築コスト管理研究所の営繕積算システム(RIBC2)内訳書数量入力システムLIT Eの利用料
- 工事中情報共有システムの登録料
- 公共建築設計者情報システムPUBDIS(業務カルテ情報)の登録料
- 地盤調査費
- 計画通知申請手数料
- 建築基準法43条但し書の規定による申請手数料

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 適用基準等

設計にあたっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。その他の適用に当たっては下記の基準を参考にし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 共通

- 官庁施設の基本的性能基準(最新版)
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(最新版)
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準(最新版)
- 官庁施設の環境保全性に関する基準(最新版)
- ・ 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修基準(最新版)
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(最新版)
- 官庁施設の防犯に関する基準(最新版)
- 広島県電子納品実施要領【建築設計業務編】(最新版)
- 公共建築工事積算基準(最新版)
- 公共建築工事共通費積算基準(最新版)

- 公共建築工事標準単価積算基準(最新版)
- 建築物解体工事共通仕様書(最新版)
- ・耐震診断基準・同解説, 改修設計指針・同解説
(国土交通省住宅建築指導課監修 最新版)
- ・屋内運動場等の耐震性能診断基準(文部科学省大臣官房文教施設企画部)
- ・広島県公共建築物等木材利用促進方針

b. 建築

- 建築工事設計図書作成基準(最新版)
- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)
- 木造建築工事標準仕様書(最新版)
- 建築設計基準(最新版)
- 建築構造設計基準(最新版)
- 建築工事標準詳細図(最新版)
- 木造計画設計基準・同解説(最新版)
- 建築改修設計基準(最新版)

c. 建築積算

- 公共建築数量積算基準(最新版)
- 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)(最新版)
- 広島県営繕工事内訳書作成要領(建築工事編)(最新版)
- 公共建築工事見積標準書式(建築工事編)(最新版)

d. 設備

- 建築設備計画基準(最新版)
- 建築設備設計基準(最新版)
- 建築設備工事設計図書作成基準(最新版)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(最新版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)
- ・排水再利用・雨水利用システム計画基準(最新版)
- 建築設備耐震設計・施工指針(最新版)

e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準(最新版)

- 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)(最新版)
- 公共建築工事見積標準書式(設備工事編)(最新版)

(3) 業務計画書(業務組織計画表)

業務計画書として、次の内容を記載した業務組織計画表を、「委任(下請負)承諾願」に添付し、提出すること。(共通仕様書第3章 3.5の規定は適用しない。)

- a. 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- b. 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- c. 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、生年月日、保有資格、経験年数等
- d. 協力事務所の名称、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容
- e. 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・経験年数等(建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合)
- f. 緊急連絡先
- g. その他

(4) 管理技術者の資格要件

- a. 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属するものを配置しなければならない。
 - 建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ。)第2条第2項に規定する一級建築士、または同第3項に規定する二級建築士
 - ・ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
 - ・ 建築士法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士
 - ・ 建築士法第10条の2の2第4項に規定する設備設計一級建築士
 - ・ (社)日本建築積算協会が付与する建築積算資格者
- b. 専門分野を担当する主任担当技術者の資格要件は次による。
 - ① 建築
 - ・
 - ② 電気設備
 - ・
 - ③ 機械設備
 - ・
 - ・ 当業務の受注者は、計画通知申請業務に当って、建築士法の規定により構造設計一級建築士あるいは設備設計一級建築士による法適合確認が必要な場合は、資格者が自ら設計するか、これらに法適合確認を依頼すること。

(5) 貸与資料等

- a. 既存設計図書等
 - 既存建築物設計図書

○各種工事特記仕様書

- ・敷地測量図

b. 既存資料

- ・既存地質調査資料(柱状図)
- ・基本計画図(基本計画書)

○(財)建築コスト管理研究所の内訳書作成システム用CD(名称ファイル, 金抜き複合単価ファイル)

- ・類似設計例の参考設計図書

(6) コスト縮減等の検討

本業務の中で営繕技術コスト構造改善検討会の実施やコスト構造改善チェックリスト及びコスト構造改善算定表を作成する必要がある場合は、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。

- コスト縮減対策(建設コスト, 時間的コスト, ライフサイクルコスト等)として有効なものとして採択した事項(コスト縮減提案)
- 品質向上に配慮した事項(施設の長寿命化, 維持管理の推進, 環境負荷低減等)

(7) 電子納品対象業務

- * 本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、「調査, 設計, 工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは「広島県電子納品実施要領[建築設計業務編(最新版)]」に基づき作成されたものを指す。なお、電子化に要する費用は諸経費に含まれているものとする。

(8) 情報共有システム対象業務

- * 本業務は受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象とする。

a. 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき実施すること。

なお、ガイドラインにある工事に関する規程等は業務委託に関する規程等に読み替える。

b. 本業務で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>

c. 調査職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。

d. 受注者は、調査職員及びサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

(9) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成に使用するなど、建築設計業務等委託契約約款第8条第1項の規定の範囲内で使用することがある。

(10) 業務実績情報の登録について

- ・ 不要とする。
- 要する。(受注者は、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の確認を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録(調査職員の押印済み)」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。)

(11) 地元関係者等への説明、交渉等

- ・ 本業務の実施に伴い、()等で構成する協議会等を設置する。協議会等の運営は受注者が行う。
- ・ 受注者は、発注者が行う地元関係者等への説明、交渉等の際にこれに協力する。

(12) 設計に際しての基本方針

設計に際しては、調査職員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意すること。

- a. 地盤、構造体、仕上げ及び機器の安全性
- b. 設計施設と周辺環境との調和
- c. 使用上の利便
- d. 経済性、維持管理の容易性及び各種設備更新時の検討
- e. 工事の安全性及び公衆災害の防止
- f. 条件明示(原則として特記仕様書(施工条件)に記入すること)
- g. 分別解体の適正化(物品、作業種別、有害物質の有無を明示した処理表を含む仕様書を作成すること)

(13) 積算に際しての留意事項

工事内訳書の単価については、建設物価・積算資料等の設計月の刊行物を採用し、見積りによる場合は、3社以上の見積りを徴集し比較表を作成して、最低見積額を採用すること。なお、見積りを依頼する前には、調査職員に見積り依頼先名簿届を提出し承諾を得ること。

また、工事内訳書は、(一財)建築コスト管理システム研究所の内訳書作成システム(RIBC)又は内訳書数量入力システム(RIBC LITE)による電子データファイルを紙データと併せて提出すること。

~~(14) 建築設計と設備設計等(別途契約)との相互調整について~~

~~業務の実施に当っては、建築設計及び設備設計等の受注者は相互に設計内容の調整及~~

び確認を行い、相互の業務に必要な図面又は資料(CADデータ等の電子データを含む)は必要な時期に、別契約の受注者に提供すること。

(15) 協力業者(下請け業者)との契約について

協力業者(下請け業者)との契約に当っては、平成21年1月7日付け国土交通省告示第15号によって示された構造及び設備の報酬基準を参考に、設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。

また、第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(構造計算、設備計算及び積算を除く。)、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成に限る。

(16) 特別管理産業廃棄物等の調査

- 解体等の設計に際しては、特別管理産業廃棄物等(廃石綿等、PCBを含む機器類、PCB含有シーリング材、廃油、廃酸・廃アルカリ、フロン・ハロン、イオン化式感知器、六ふっ化硫黄ガス等)の有害物質の有無について調査を行うこと。なお、調査方法等は、廃石綿等にあつては、建築物解体工事共通仕様書・同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成18年版) 6. 1. 3施工調査により実施し、その他の廃棄物等は調査職員と協議の上、実施すること。また、~~廃石綿等の資料採取による分析調査箇所数は下記のとおり見込んでいる。~~

~~【廃石綿等の資料採取による分析必要箇所数】~~

- ~~① アスベスト含有吹付け材…()箇所~~
- ~~② アスベスト含有保温材等…()箇所~~
- ~~③ アスベスト含有成形板…()箇所~~

・ 行わない

(17) 低入札価格調査対象業務に係る業務完了後調査

- 低入札価格調査の対象となった業務については、「低入札価格調査対象業務に係る業務完了後調査要領」に基づき、業務完了後調査を実施する。対象業務の受注者は、業務完了検査合格後2ヶ月以内に必要書類を提出し、ヒアリング調査実施時に備えて必要な資料等を提示できるように準備しておくこと。

(18) その他

- 委託費には計画通知及び建築基準法43条但し書き申請手数料も含まれているので留意すること。
- 期間別業務履行報告書は、その時点でできている図面(A4に縮小したもの)を添付し、直接県庁営繕課に持参すること。その際に併せて打合せを行う。
- 工事内訳書提出時には、数量積算書、内訳書単価根拠書類、使用機器・材料のカタログ等の資料を合わせて提出すること。
- 積算業務に際しては、建築積算資格者の適切な活用を図ること。

5. 成果物, 提出部数等

(1) 基本設計

成果物	規格及び部数	備考
・ 建築(総合)基本設計図書	1部	A3製本
・ 建築(構造)基本設計図書	1部	A3製本
・ 電気設備基本設計図書	1部	A3製本
・ 機械設備基本設計図書	1部	A3製本
・ 透視図	カット	
・ 模型	一式	
・ リサイクル計画書	1部	
・ 電子成果品	2部	電子メディアにて提出
・ コスト構造改善検討資料(中間報告)	1部	
・ 各種技術資料	1部	
・ 業務打合せ簿・打合せ記録簿	1部	
・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE)目標値報告書	1部	
・		
・		
・		

(注) : 建築(構造), 電気設備及び機械設備の成果物は, 建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。

: 成果物は調査職員の指示により製本とする。

: 電子成果品の提出は, 「広島県電子納品実施要領〔建築設計業務編〕最新版(以下「要領」)」に基づいて作成する。「要領」で特に記載が無い項目は, 提出する義務はないが, 「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議の上, 電子化の是非を決定する。また, 成果品提出の際には, ウイルス対策を実施した上で提出すること。

(2)実施設計

成果物	規格及び部数	備考
○建築(総合)設計図	1部	原図
○建築(構造)設計図	1部	原図
○電気設備設計図	1部	原図
○機械設備設計図	1部	原図
○構造計算書	1部(A4版製本)	ALC外壁パネル工事, 屋根工事等については, 建築基準法に基づく風速等に応じた標準的な工法検討及び詳細図の作成まで含む。
○電気設備設計計算書	1部	
○機械設備設計計算書	1部	
・昇降機設備設計計算書	1部	
○電子成果品 (エラーチェック含む)	2部	電子メディアにて提出
○積算数量算出書(数量調書含む)	1部	
○工事内訳書	1部	金額入り 電子データ共
○内訳書単価根拠資料(単価比較表, 見積書, 使用機器・材料カタログ等)	1部	
・営繕工事積算チェックリスト	1部	
○関係法令等に基づく必要な各種申請図書(計画通知図書等)	必要部数	手続きを含み, 計画通知書については, 第1面～第5面と確認済証をPDFデータで提出すること。
・省エネルギー関係計算書	1部	
・建築物環境性能評価システム(CASBEE)による計算書	1部	
・リサイクル計画書	1部	
○概略工事工程表	1部	
・コスト構造改善検討資料	1部	
・防災計画書	1部	
・環境配慮システムチェック表	1部	広島県環境配慮推進要綱による
・テレビ電波障害調査報告書	1部	測定結果一覧表, 調査所見, 測定写真, 受信障害予想地域図, 住宅地域図等を添付
○廃石綿等, PCB分析報告書	1部	
○各種技術資料	1部	必要に応じて提出すること。
○透視図及び鳥瞰図	各1カット	額(アルミ等)共
・透視図の写真	各枚	カラー キャビネサイズ
・模型	一式	
・模型の写真	各枚	カラー キャビネサイズ
・広報説明用資料(デフォルメ化した説明用図面を含む)	1部	デフォルメ図面のレイアウト, カラー等は調査職員と協議の上決定(電子データ共)

○業務打合せ簿・打合せ記録簿	1部	官公署との設計協議書及び協議記録簿等を含む
○現況写真及び現地調査資料	1部	A4版製本 写真及び画像データ共
・ 設計図二つ折り製本	部	A 版製本
・ 稟議用A4版製本	1部	
○見積依頼先名簿届	1部	必要に応じて指定様式で提出すること。
○貸与品借用(返納書)	1部	必要に応じて指定様式で提出すること。
○地盤調査報告書	2部	A4版製本 電子データ共
・		
提出を要する事務書類	部数	備考
* 管理技術者選任(変更)通知書	2部	管理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付 免許・資格については証する写しを添付。
* 誓約書	2部	管理技術者の兼務制限について
* 業務工程表	2部	
* 期間別業務履行報告書	毎回1部	期間内に作成した図面を添付 提出回数及び提出日は毎月2回で、15日と月末日とする。
* 委任(下請負)承諾願	2部	業務組織計画表を添付。
* 委託業務完了通知書	1部	
* 引渡書	1部	
* 請求書	1部	
・		
・		
・		
・		

- (注) : 建築(構造)の成果物は、建築(総合)実施設計の成果物の中に入れることができる。
: 成果物は調査職員の指示により製本とする。
: 積算数量算出書の作成は、営繕積算システムRIBC((一財)建築コスト管理システム研究所)による。
: 電子成果品の提出は、「広島県電子納品実施要領〔建築設計業務編〕最新版(以下「要領」)」に基づいて作成する。「要領」で特に記載が無い項目は、提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。また、成果品提出の際には、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

委託範囲及び設計図作成要領(建築工事)

No. 1

業務名称：旧広島みなとトイレ新築その他工事に伴う実施設計委託

委託
範囲

基本設計	設計	計料		調査研究企画報告書			
				関連技術資料書			
				各種法令手続きのための技術資料の作成			
	設計図書	総合		計画説明書			
				仕様計画概要書			
				仕上計画表			
				面積表及び求積表			
				敷地案内図			
				配置計画図			
				平面(各階)及び動線計画図			
				断面計画図			
				立面計画図			
				矩計図			
				工事日程計画書			
構造		構造計画概要書及び仕様概要書					
		構造計画図					
積算		工事費概算書(建設コスト縮減等検討資料も含む)					
区分		一般構造(図面の縮尺及び注意事項)			参考枚数		
実施設計	仕様書		共通仕様書	仕様書の指定及び一般事項			
		○	特記仕様書	特に指定、指示する事項及び共通仕様書に準拠しない事項	8		
		○	手続き	計画通知、各種許可申請書等に伴う届出書類の作成及び法規手続きの代行等を含む			
	総合	一般図	○	目次		1	
			○	工事概要	工事名称、工事場所、建物概要(構造、規模等)、工事範囲及び区分の明記	0.5	
				別途工事区分表			
				広島県福祉のまちづくり条例とハートビル法整備区分表	左記の条件等の適用整備状況を一覧表に整理すること		
			○	面積表		0.5	
			○	仕上表		1	
			○	敷地案内図		0.5	
			○	配置図		0.5	
			○	平面図	1/ 50	0.5	
			○	立面図	1/ 50	1	
			○	断面図	1/ 100	必要な場合だけ	
			○	各伏図	1/ 100	0.5	
			○	建具位置図	1/ 50	小規模建物は、平面に併記してよい	0.3
			○	建具表	1/ 50	記入順序は、積算要領による	0.7
			○	外構図			1
			○	日影図			
			詳細図	○	矩計図	1/ 30	
○	展開図	1/ 50		詳細図と兼ねてよい	2		
○	平面詳細図	1/ 30		下階から上に追う	1		
○	部分詳細図	1/ 10~ 30			5		

区 分		一般構造(図面の縮尺及び注意事項)			参考枚数
実施設計	構造図	○	基礎伏図	1/ 50	0.5
		○	土間伏図	1/ 30	0.5
		○	各階構造伏図	1/ 50	1
		○	柱リスト	1/ 50	0.5
		○	梁リスト	1/ 50	0.5
		○	架構図	1/ 50	1
		○	床版リスト, 配筋図	1/ 30	
		○	構造詳細図	1/ 30	3
		○	地質調査図		1
	計算書	○	構造計算書		
			省エネルギー計算書(PAL)		
	積算	○	総 合	内訳書ファイル(工事内訳書) 数量計算書, 見積比較表, 見積り書 等の作成 建設コスト縮減資料書の作成	
		○	構 造		
	手続き	○	電気設備 機械設備 を含む	官公署諸手続き(計画通知, 建築基 準法43条但し書き申請)等に伴う建 築士のチェック及び押印を含む	
	その他	○	鳥瞰図		
		○	透視図		
		模 型	1/		
		変更訂正図			

備考欄

【新築】

- ・部分詳細図は、ディテールを明確に図示すること。
- ・雨水排水平面図, 勾配図, 柵リストを作成すること。
- ・材料・仕様などの名称は『公共建築工事標準仕様書(最新版)』に基づき記入すること。

【解体】

- ・上表とは別に解体撤去工事に係る図面を6枚程度(特記仕様書及び設備図を含む)作成し, 数量を算定すること。

※支給する解体工事特記仕様書及び提示する既存トイレ設計図(平面図, 立面図, 矩計図等)を利用し, 不足分は補って作成すること。

- ・産業廃棄物の数量算定の際に, 必要に応じて図面を作成すること。

【共通】

- ・新築工事及び解体撤去工事に係る仮設設計図を別途作成すること。

- 1 設計図の作成は, 概ね上表によるものとする。ただし, 建物内容及び図面構成に応じて併記してもよい。
- 2 この表にないもの又はこの表によることが適当でないものは, 適宜作成する。
- 3 設計図書の最低必要枚数は, 概ねA 2版ー 33枚程度とする。
- 4 各図面の縮尺については, 原則上表によるものとするが, この表によることが適当でない場合, 協議の上決定する。

委託範囲及び設計図作成要領（電気設備工事）

委託名称		旧広島みなと公園トイレ新築その他工事に伴う実施設計委託				
区分	委託範囲	内 容		参考枚数		
基本設計	設計資料	調査研究企画報告書				
		関連技術資料				
		各種法令手続きのための技術資料の作成				
	設計図書	計画説明書				
		電気設備計画概要書				
		仕様概要書				
		各種技術資料				
	工事費概算書及び工事日程計画書（電気設備コスト縮減資料も含む）					
実施設計	仕様書	○ 共通仕様書 仕様書の指定，一般事項（指定様式に記入）		1		
		特記仕様書 特に指定，指示する事項又は，仕様書により難しい事項（中央監視設備特記仕様書）				
	図	○	工事概要		1	
			敷地案内図			
			配置図	・ 既設 ○ 改修 ・ 新設		
			工事区分表			
		電力設備				
		○	構内配電線路図	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設		
			幹線設備	・ 既設 ○ 改修 ・ 新設		
			○ 系統図（○ 電灯 ・ 動力） ○ 分電盤回路図 ・ 参考姿図（特殊） ・ 配置図（平面図）		1	
			○ 電灯設備	・ 既設 ○ 改修 ・ 新設	※コンセント設備を含む	1
			○ 参考姿図（特殊） ○ 配置図（平面図・立面図）			
			動力設備	・ 既設 ○ 改修 ・ 新設		
			・ 参考姿図（特殊） ・ 配置図（平面図，立面図） ・ 制御盤回路図			
		○	避雷設備	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設		
			・ 参考姿図（特殊） ・ 配置図（平面図，立面図）			
			受変電設備	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設		
・ 参考姿図（特殊） ・ 配置図（平面図，立面図）						
自家発電設備	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設					
・ 参考姿図（特殊） ・ 回路図 ・ 配置図（平面図）						
通信・情報設備						
○	構内通信線路図	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設				
	構内交換（電話）設備	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設				
	・ 系統図 ・ 参考姿図（特殊） ・ 配置図（平面図）					
	電気時計設備	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	・ 電気式 ・ 電池式			
	・ 系統図 ・ 参考姿図（特殊） ・ 配置図（平面図）					
	拡声設備（ ・ 非常放送）	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設				
	・ 系統図 ・ 参考姿図（特殊） ・ 配置図（平面図）					
	表示（出退表示）設備	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設				
・ 系統図 ・ 参考姿図（特殊） ・ 配置図（平面図）						
○	インターホン（呼出）設備	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設				
	・ 系統図 ・ 参考姿図（特殊） ・ 配置図（平面図）					
	テレビ共同受信設備	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	・ 一般 ・ BS ・ CS			
	・ 系統図 ・ 参考姿図（特殊） ・ 配置図（平面図）					
○	テレビ電波障害除去設備	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設				
	・ 系統図 ・ 参考姿図（特殊） ・ 配置図（平面図）					

区分	委託範囲	内	容	参考枚数
実施面	計	監視カメラ設備 ・ 系統図 ・ 参考姿図 (特殊) ・ 配置図 (平面図)	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	
		警報 (火災報知, 自動閉鎖, 非常警報, ガス漏警報) 設備 ・ 系統図 ・ 参考姿図 (特殊) ・ 配置図 (平面図)	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	
		警報 (警備用配管) 設備 ・ 系統図 ・ 配置図 (平面図)	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	
		情報通信設備 (LAN) ・ 系統図 ・ 参考姿図 (特殊) ・ 配置図 (平面図)	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	
		中央監視制御設備 ・ 系統図 ・ 参考姿図 (特殊) ・ 配置図 (平面図) ・ 入出力系統, リスト	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	
		昇降機設備 ・ 参考姿図 (特殊) ・ 配置図 (平面図)	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	
		その他 (障害者用設備) ・ 参考姿図 (特殊) ・ 回路図 ・ 配置図 (平面図)	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	
設計	算書	受変電	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	
		自家発電	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	
		○ 電圧降下	・ 既設 ○ 改修 ・ 新設	
		照度	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	
		換気	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	
		ラック幅		
		コスト縮減算定書		
		その他		
積算	○	積算明細書の作成 数量算出書 (数量集計表, 数量計算書, 拾い図) 労務工数積算書 単価根拠 (比較表, 単価情報誌, カタログ, 見積書 [原本]) 複合単価表 (営繕積算システム (Ribe) 内で作成のこと)		最新号 (写し可)
				1式
その他	その他	電波障害調査 ・ 概算費用 ・ ポイント数電波方向に対するポイント数 (10P)		特記なき場合 5P
		PCB調査		
		各種手続き ・ 消防届出 ・ 省エネ届出		

備考

- 設計図面は **A 2 版** とし, 枚数は概ね **4 枚** 程度とする。
- 設計図の縮尺は, **配置図及び構内図 ; 1/500, 平面図 ; 1/100, 詳細図 ; 1/50** を標準とする。
- 共通仕様書, 特記仕様書は, 支給するものとする。
- 設計図の作成は, 概ね上記によるものとする。ただし, 著しく上記により難しい場合は別途協議する。
- 設計図面は, 原図と合わせて CAD を提出すること。
- 設計図の作成にあたっては, 電気設備の技術基準並びに関係法令に基づき, 電気設備工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房庁営繕部監修) を尊重し誠実に作成すること。
- 設備工事設計委託仕様書補足事項により作成すること。

主な内容

- 旧広島みなと公園トイレ新築工事に伴う電気設備工事を行う。

委託範囲及び設計図作成要領(機械設備工事)

No. 1

業務名称：旧広島みなと公園トイレ新築その他工事に伴う実施設計委託

委託
範囲

区分	内容			参考枚数		
基本設計	設計資料	○	調査研究企画報告書	/		
		○	関連技術資料			
		○	各種法令手続きのための技術資料の作成			
	設計図書	○	計画説明書			
		○	給排水衛生設備計画概要			
		○	空調換気設計計画概要書			
		○	仕様概要書			
○	各種技術資料					
○	工事費概算書及び工事日程計画表					
実施設計	仕様書	○	工事仕様書	支給	1	
		○	工事概要			
		○	共通仕様書(仕様書の指定及び一般事項)			
	○	特記仕様書(特に指定、指示する事項)		1		
	設計	○	工事区分表		1	
		○	敷地案内図			
		○	配置図	1/200~1/600		
		○	矩計図			
		○	配管、 ガス 外系統図			
		○	機械器具一覧表	(1) 冷暖房空調工事で特に必要な場合は原図1枚にまとめる。 (2) 主要機器については、構造、寸法、能力、動力、数量、制御方式、設置場所、付属品、仕様書を明記する。		0.5
	図面	○	各階平面図 立面図	1/100 1/200	原則として各階ごとに原図1枚とし、特に1階は屋外配管、別途工事等の関係を明確にする。	1
		○	各部詳細図	1/20~1/50	(1) 厨房は、器具配置・器具表・連絡配管及び換気 ガス 等を原図1~3枚でまとめる。 (2) 空調機械室・ ボイラ 冷凍機械室等は各階平面図より別に側・断面を詳細に作成し、主体工事とのおさまり関係及び取合部分を明確にする。 (3) 配管・器具等の複雑な箇所を抜き書きする。 (4) ポンプ 室・冷凍設備・恒温恒室等の特殊設備は、単独に詳細図を作成する。	0.5
		○	動力操作盤 自動制御計測図		(1) 特に電気工事との施工区分を明確にする。 (2) 自動制御の目的・方法等を空白部にする。	
○		機器・工作物の図	1/30~1/100	標準図によらない機器は概略図等の表示		
計算	○	設計計算		一式		
	○	設備容量計算、熱負荷計算、省エネルギー計算(CEC/AC CEC/V CEC/HW)				
	○	内訳書ファイルCD(工事費内訳書)				
積算	○	数量計算、機器見積、見積比較表、一般材料単価表、代価表の作成		一式		
	○	計画通知、各種許可申請書等設計に伴う届出書類の作成及び法規手続の代行				
手続	○	計画通知、各種許可申請書等設計に伴う届出書類の作成及び法規手続の代行		一式		

備考欄

1. 工事概要

- ・旧広島みなと公園トイレの改築を行う。

2. 設計方針

① 給水設備

- ・給水は既設の給水管引込の量水器（40A）以降に接続する。
- ・建物付近で管理用に止水バルブを設ける。

② 排水設備

- ・既存の下水接続配管へ接続する。

③ 衛生器具設備

④ 換気設備

- ・原則自然換気とし、意匠等により不可能な場合は機械換気とする。

3. 留意事項

- ・各種配管、機器類の既設・新設・撤去を明確に表現し、改修前・後の図面を作成する。
- ・新設する配管・機器類は耐震措置を考慮すること。
- ・工事範囲外に影響の無い様考慮した計画とする。
- ・コスト縮減に留意すること。
- ・設計図の作成にあたっては、機械設備の技術基準並びに関係法令に基づき、公共建築工事標準仕様書（機械設備編）を尊重し誠実に作成すること。

その他

1. 設計図の作成は、概ね上表によるものとする。ただし、~~衛生設備と冷暖房空調設備は原則として、図面を分離して構成する。~~
2. この表によらないもの又は、この表によることが適当でないものは、適宜作成する。
3. 設計図書の枚数は、A 2版- 5 枚程度とする。
4. 大規模な工事については、別途建築、電気工事との施工区分を明確にするため、~~区分表を作成する。~~
5. 計画通知書に添付を要する、消火設備、浄化槽などの図面を先にまとめる。
6. シンボル、記号、排水樹、詳細等は配管図又は屋外配管図等の空白部に併記する。

計画敷地図

